

令和8年度がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、地域における連携を図りつつ、質の高いがん医療を受けることができる体制を確保するため、がん診療連携拠点病院機能強化事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定める手続の例によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付対象は、令和8年4月1日付け疾第75号埼玉県保健医療部疾病対策課長通知の別添「令和8年度がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」に基づき、次のとおりとする。

(1) 事業の実施主体

厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院（ただし、独立行政法人が設置主体である病院を除く。）

(2) 事業の内容

令和8年度がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づき実施する事業

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄の「知事が定める額」と第2欄の「算定額」とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 知事が定める額	2. 算定額
県知事が必要と認め た額	「基準額」と「対象経費の支出予定額」を比較して少ない方の額 [対象経費] がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な次に掲げる経費 ただし、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業、がん患者の就労に関する総合支援事業、アピアランスケアに係る体制整備支援事業及びがん医療提供体制の均てん化・集約化に関する事業に限る。 また、緩和ケア病床確保に係る経費については、緩和ケア推進事業に限る。

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 (2) 給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費 (3) 会議費 (4) 賃金、報償費 (5) 旅費（国内旅費） (6) 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費） (7) 役務費（通信運搬費、保守料、広告料） (8) 委託料 (9) 使用料、賃借料 (10) 備品購入費 (11) 緩和ケア病床確保に係る経費 <p>[基準額]</p> <p>上記の対象経費を次により算定した額の合計額。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) がん相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象経費のうち、報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額。 ただし、上記以外の経費は知事が必要と認めた額。 ア 7,800件以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 7,605,000円 イ 7,801件以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> 11,407,500円とし、3,900件増すごとに3,802,500円を加算する。 (2) 緩和ケア推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象経費のうち、緩和ケア病床確保に係る経費16,480円×（緊急病床確保の実施日数－緊急病床確保の実施日数のうち病床利用日数）とし、1,633,000円以内で知事が必要と認めた額。 ただし、上記以外の経費は知事が必要と認めた額。 (3) その他の事業 <ul style="list-style-type: none"> 知事が必要と認めた額
--	--

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会に交付された補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃止してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて(6)の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第 5 号による調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入れ控除額が 0 円の場合も含む。）には、様式第 6 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。
- なお、知事は報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させなければならない。

（実施計画書等の策定）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業に関する計画書及び事業の実施に要する調書を作成し、別に定める日までに、知事に対して提出するものとする。

（申請手続）

第 6 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号によるものとし、別に通知する期限までに知事に提出して行うものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき
- (2) 補助事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員、団体である場合はその代表者、理事等、その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であるとき。
- (3) 補助事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団（埼玉県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(2)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、(2)から(5)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結した場合（(6)に該当する場合を除く。）に、県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったとき。

(概算払)

第10条 知事は必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は事業完了後1か月以内又は当該事業年度3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この交付要綱に定める補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。